

蒲江町の庄屋文書

外全可致承領者也 可致聽走^シ以上

毛利守勢守

高政(花印)

慶長十三年正月

十二月十三日

ひのくしら 澄川印

羽柴 孝

(モニ一)

態中觸儀

一 求年者普請諸事復目免可申候聞其^ノ而正月正日

より荒地田畠起可申候 荒地之請者⁽²⁾、生目大安生

之付作可申候事

一 井⁽³⁾足不足安否請者目生夫^ト可申候事

一 井手普請正月正日全氣度可申候

一面々家普請無油漸致有付^シ様^ト可付候事

一 ⁽⁴⁾築^シ付^シとハ火用心惡敷^シ聞^ト中達^シ事

一 前今走^シ百姓來有之首役目等免可申候聞可^シ聞^ト申

触^シ而^シ可申候

他所他同^シ參^シ百姓共^シ有之首役走^シ付^シ可申候

尚國書九左卫門^田可申遣^シ也

慶長拾四

伊勢守

十二月正日

高政(花印)

源四郎入

(モニ二)

猶以於其村他國之寧人共^シ置^シ田畠荒地所起申請事
令駆走^シ往^シ為^シ褒美遣候 以求返^シ無油漸為扶助其
方⁽⁵⁾居屋敷方指出^シこと^シ廿五步高八升永代指畫^{ハシ}

(モニ三)

① 急邊軍遣^シ其陣中から海にて当らぬ不^シか
めもづく裏外河に而^シ海岸のざるい旅人に取^シ申聞
敷^シ付^シ段浦^シうけ候て取^シ可申^ト申^シ共^シとらせ^シ事
堅然用^シ候^シ其浦中百姓共^シ旅人^トうり^シ軍^ハ
不善^シ不^シ聞^シが^シど^シ取^シて^シう^シ可^シ申^シ其浦中^シ
奇^シと^シ外^シう^シへ^シう^シき^シは^シ左^シにも成事^シ外^シ
聞^シ根^シ此^シ半邊^シ聞^シ堅^シ可^シ得^シ其^シ意^シ者^也

(註)

金十二月正日 高政(黒印)

伊勢守

高政(黒印)

- ② その^シこの文書は蒲江町猪崎正行氏の印^シなる。同家^シの主^シ荒名の^シふくし浦庄屋君^シの印^シの家^也ある。
③ さう風^シ良^シ林野^シを成^シ付^シして^シ薪^シ木^シの^シ燒^シ火^シ後^シに^シ火^シを^シ放^シ入^シ、柴^シ薪^シ等^シ
の^シ雜敷^シを^シつ^シて^シ付^シす^シもの^也。
④ 特^シに^シ增^シ幅^シ、防火^シ渠^シ等^シお^シいであつ^シが、農耕^シ等^シ仕事^シと^シす^シ事^也。
⑤ 井手普請^シは用水路^シと^シなる河川^シを^シ繋^シ、正月正日^シより^シ遇^シ
期^シで^シある^シで^シ工事^シの^シ過^シ期^シ。
⑥ がや^シき^シ日^シ家^シの^シあ^シ黄^シ堤^シである^シ、手塙^シに^シ出^シ古^シと^シ風^シ二^シ等^シ
る^シが、火事^シに^シ付^シて^シよく^シい。

- ⑦ 藤 こか字辭書に見当らず、柴之意に用ひ方多分或は款と誤ませしが
藤の枝条と成つて作つた垣も柴垣も似たようなまつてあらう。
- ⑧ 用說せむ。禁上と意味するを葉で出方う。
- ⑨ 略儀ノ百姓の復帰は優遇するの意。よろこし云々は走り百姓はゆが
返して来るハと達し。
- ⑩ 他國より領内に逃れて東吉百姓は優待して土地におりふくようせきと
ハ達し。
- ⑪ 蒲江藩御手院大庄屋に属する猪半浦庄屋源四郎定、
- ⑫ (エミス)良同と弟串海月家ノもの、住しこと全く同様の文書。御方他
御寧公が優遇開拓に従事せしめ方といふ廣く、市尾村庄屋新左衛門
門家イヌハ、市尾村社家極井清氏方が持る。その方の免役など云
及「一歳十六歩、高一平六斗」とあり。宛名は「市尾火うち 新左衛門
へ」となつてゐる。
- ⑬ 宅人 当時本國を日替りで請用を流浪する人、浮浪人。少しまし武士
と限らない。
- ⑭ 宅地、居住してくる土地。
- ⑮ 稲日としと刻する年と同じ。
- ⑯ (エミス)日海藻採取権の保護政策を打出し乍ら、市尾村庄屋
ハ手許に陳存、この文書は實定名加ひ。市尾村極井清氏所蔵。
- ⑰ 急務日「さう」と讃美、急務金といふ意味、尚ほこの懲「ちざ」
は「おざく」とか改めてとか、嚴重にとか意味によく用いてゐる。
- ⑱ すきはいはすきおひとよき、生計生活といつたことは。
- ⑲ 慶長十七年(一六一二)壬午で有るが、普通この陽曆年と子亥年用ひ
るも、なせ壬午を使つて古かと思ふ。

蒲江町庄屋文書の意義

私共本年三月「大分県地方史」第五十三号に「養賢公
毛利高政」と題し、その初代佐伯藩主として治政につ
いて小文を發表した。高政が鶴屋城を築き、同時に城下
街の整備に手をそめ左近後、城へ農山村(浦)へ漁村(ト)
村へ移り、かたりきひーの政策を打ち出したことと、下野村
へ現在佐伯市鶴屋町(大庄屋跡)深矢家(当主深矢貞雄氏)
の文書を掲げて論究した。その時又蒲江下のよう立庄

屋文書の有ることを知らなかつた。
左まゝ去る十月、蒲江町教育文化祭にこの文書が
御上資料として出陳されたことに付たり、解説方の依頼を
受けた。然し御謙へ通り読めない個所がいくつも有り、
甚だ不床意旨からはじめて見る文書とて實筆に思つた。
それが一回、正月五日から早速開墾や水利の工事を進み
よとして積極的に領内へ政治に具体助言こととかゝげて
いるが、領内へ産業開発に意欲ともやしていることがわ
かる。

第二の文書は、猪半浦庄屋が請用流離
ハ守人を迎えて開墾作業に従事させたことにに対する賞詞
で庄屋敷の年貢承代免除を沙汰している。實わば國土開
発に積極的にとり組んでいたことか伺える。

第三の文書は、おらぬ、じきなど海藻を漁民、百姓
ハモハモと保証し、その利權を他領へものに譲つて以
て十年にして、蒲江の開拓が果まで行き亘つて、西ことを
示すものである。

以上この三種の庄屋文書は、或はこれまで誰かによつ
て紹介されてゐるかも知れない。本来これらは文書は、
領内才へての大庄屋、庄屋に通達され方もひで事あるので、
佐伯領内凡ての在、蒲江全部では何十通もあり左はす。
そしてこれは藩府から公式の通達文書であるので、粗
略には板書をかつた筆で書る。だからこゝよりうな文書は
まなく、旧家の底ふかく残つて、なと思ふ。それと引
き與すことは私共の仕事である。

それほどぞとして、おが佐伯藩へ藩政の基盤は、この
ようすに開拓の高いれ十九耕の果てまでに行き度き、二百
七十年の治政が有るきなく進みうれ左ので有る。